

国勢調査員を募集

～ 開始100年の国勢調査が始まります ～

- **国勢調査とは** 国内に住む全ての人と世帯を対象とした、日本で最も重要な統計調査で、5年に一度行われます。国勢調査員としてご協力いただける方を募集しています。
- **仕事内容**
 1. 調査員説明会に参加
 2. 担当している地域の確認
 3. 世帯を訪問し、調査についての説明と調査書類の配布
 4. 回答確認リーフレットの配布と調査票の回収
 5. 調査票の整理と提出
- **応募要件**
 - ▽ 調査業務に理解と熱意を持って携わっていただける、原則20歳以上の方
 - ▽ 調査で知り得た秘密を守れる方
 - ▽ 警察・選挙に直接関係していない方
- **活動期間** 8月下旬～10月下旬(予定)
- **報酬** 3万円～7万円程度(担当する区域や世帯数によって増減します)
- **応募期限** 4月30日(木)
- **応募方法** 申込書に必要事項を記入し、本人が政策協働課まで持参してください。申込書は政策協働課窓口にあります。ホームページからダウンロードすることもできます。
- **応募・問い合わせ先**
政策協働課調査広報係 ☎(48) 1111(内1311)



就学困難な児童・生徒への援助

子どもを小・中学校へ就学させるのに経済的理由で困っている保護者に、学用品費や学校給食費などの就学援助を行っています。

■ **対象** 町立小・中学校に在学または入学を予定している児童・生徒の保護者で、「要保護」「準要保護」に該当する方

- 「要保護」は生活保護世帯の方
- 「準要保護」は次のいずれかに該当する方
 - ▽ 生活保護が停止または廃止された方
 - ▽ 町民税が非課税または減免された方
 - ▽ 個人事業税または固定資産税が減免された方
 - ▽ 国民健康保険税が減免された方
 - ▽ 国民年金保険料が免除された方
 - ▽ 児童扶養手当が支給された方
 - ▽ 生活福祉資金の貸し付けを受けた方
 - ▽ そのほか、経済的な理由で困っている方で、教育委員会が援助を必要と認めた方

就学援助の内容

項目	援助対象	支給内容
学用品費等	準要保護に該当する方	学用品費、通学用品費
新入学児童生徒学用品費	小学1年生の児童または中学1年生の生徒がいる準要保護に該当する方	小・中学校に入学する児童・生徒が通常必要とする学用品費、通学用品費の購入費
修学旅行費	小学6年生の児童または中学3年生の生徒がいる要保護・準要保護に該当する方	児童・生徒が修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学科、記念写真代など
学校給食費	準要保護に該当する方	保護者が学校に支払う給食費の全額
医療費	準要保護に該当する方	学校保健安全法施行令第8条に定める疾病(学校病)における自己負担額
校外活動費	小学5年生の児童または中学2年生の生徒がいる準要保護に該当する方	校外活動費(宿泊を伴うもの)、キャンプなどに参加するため直接必要な費用

※ 令和2年度に小・中学校へ入学予定の児童・生徒の保護者の方で、入学前に新入学児童生徒学用品費の支給を希望する方は2月末までに申請してください。なお、この期限を過ぎても4月30日までに申請し、認定された場合は5月に支給します。(5月以降の申請については支給されません)

■ **申請・問い合わせ先** 学校教育課学校教育係 ☎(48) 1111(内1230・1231)